

第27回
道州制ビジョン懇談会

平成20年12月26日（金）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時01分開会

○江口座長 それでは、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第27回会合を開催させていただきます。

本日は、もう本当に仕事納めじゃないかと思うんですけれども、またお忙しい中御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、昨日の議論を踏まえまして、松浪政務官に、私のほうから鳩山大臣の御意向を確認いただくようお願いしておりましたので、その結果につきまして、松浪政務官からお話をいただきしたいと思います。よろしくお願ひします。

○松浪政務官 皆様、連日の御議論、御苦労さまでございます。

昨日、なかなか議論が白熱をいたしましたけれども、それを踏まえて、昨日、私、なかなか私どもでは判断がつかみませんので、鳩山大臣及び総理の御意向というものを伺うということで、本日、鳩山大臣のところに私も参って、お話を差し上げてまいりました。

それで、その結果といたしまして、昨日、江口座長がおっしゃった柔軟にというのは、非常に状況が変わっているというのはどういうことかというのは、また状況については江口座長のほうから補足をされると思いますが、状況の変化というのは地方分権推進委員会の振興局案とか、非常に道州制につながるような形のもの、これが予期せぬものであったということで、当時とは状況が違うんだろうと。ですから、自民党のほうも基本法にというのは、今早急にというのはない状況になったということが、状況が変わったのかなと私は考えておるんですけれども、その中で、ですから鳩山大臣としましては、基本法の骨子案についてはこれを急いでもらう必要はないということでありまして、地方分権の推進委員会の現在の出先機関の問題は、閣議決定が今3月の予定でありますので、この3月の閣議決定というものを踏まえないと、なかなか突っ込んだ議論というのは、方向性というのは出にくいんじゃないかなということでありまして、それはともかくといたしまして、この4日間、本当に税財政、それから区割りとか、多岐にわたって議論をしていただいたこと、これは私は非常によかったんじゃないかなと思っております。

といいますのも、専門委員会とそれから親委員会という位置づけにするのかということで、親委員会のこの議論を踏まえていただいた上で、この4日間の話し合いをやはり議論をある程度、こういう議論があったという両論併記、それから意見集約、そしてこれからの方針なんていうものを踏まえていただいた上で、これを専門委員会に反映をしていただくというのがいい道筋ではないかなというふうに思っております、1月には事務局のほうでちょっと取りまとめしてもらったものを、専門委員会にはこれを流すということがあります。

そして、大臣のほうから特に強く言われましたのが、地方分権のほうがこういう流れにある中で、こうしたこの数日の議論は、当然ながら専門委員会でやってもらうにしろ、やはり親委員会のほうではもとのビジョンというものをもう一度国民の皆さんの目線に立ったビジョンというのをおつくりをいただきたいと。まさに、例えばこの金融とかが、これ

は私の解釈ですけれども、金融危機でありますけれども、日本がこれだけ変わろうとしているということが、国際マーケットに対して本当に構造改革の究極の構造改革をやっているんだとって交換をされるようなそうした姿、それから私が昨日、何度も申し上げたような経済と社会保障を両立をするために、どのような地方の力を生かせる方法があるのか。こんなことができたらいいなというようなことを、もっともっと皆さんに描いていただきたい。九州のほうは、非常にああした形で案を出していただいておりますけれども、その他特に教育とか、どういった教育の多様性があるのか、大学というのは、例えば州立大学ではどういうふうにあるべきなのか。今、東京に東大、それから早慶といったようなところに学生が上ってきますけれども、そうした道州制における州立の大学にするというのが大体の案ですので、それだとIターンとかそういうものがもっと違うヒエラルキーというものを地方でつくることができるのか、そういう本当のビジョンというものをもう一度わかりやすくビジョン懇ですから示していただきたいということでもあります。

ですから、方向性としましては、今後道州制の――すみません、あと1点大事なことを忘れておりました。

この基本法については、この状況を踏まえて柔軟に対応するというふうにはしても、地方分権推進委員会のほうで動きが速いものでありますから、ちょっとこちらの代表者と、あんまり全体で合同会議なんていうとオーバーになりますので、一度座長を初め数名の方と、それから向こうの地方分権推進委員会の丹羽委員長ほか数名ぐらいで、ちょっと会談というようなものを一度やってもらったらどうかというのが2点目の論点であります。

3つ目は、道州制ビジョン懇の最終の姿なんですけれども、これは私もかなりの部分、煮詰まっているなという感じも持っております、そしてまた、地方分権の流れも加速をしておりますので、当初、3年というのはビジョン懇の決められた期間であったんですけれども、これはちょっと前倒しをしてもいいのかなと。ですから、地方分権推進一括法というのが来年の秋に出てまいりますけれども、その前に、5月、6月、秋、これはまだ時期、スケジュールによるかと思っておりますけれども、ビジョン懇の最終案を、まさにビジョンを前倒ししてもらったほうがいいんじゃないかという前向きな御提案もこの官邸とのやりとりの中で出てきておりますので、以上3点、繰り返しになりますけれども、地方分権の流れを見て、そしてそれからビジョンを出して、そして分権委との連携を図ると。その分権委とはまず合同のトップ会談ではないですけれども、代表者会合を一度開いて、そしてこれからの両方のありようというものをすり合わせをいただく。

そしてまた、道州制ビジョン懇については、最終の答申というのを少し前倒ししていただいたほうがいいのかという御意見、この3点が大臣に伺ったところ、大臣の御意向として出た部分でありまして、特に大臣は本当に国民の目線に立ったビジョンをつくっていただきたいということを繰り返しておられましたので、私のほうから御報告をさせていただきます。

以上であります。

○江口座長 ありがとうございます。

私のほうからも、昨日、基本法の取りまとめに関しまして、私の情勢の変化に柔軟に対応するという発言に説明不足がありまして、委員の皆様方に大変御迷惑をおかけしましたことを冒頭に改めておわび申し上げます。

情勢の変化について、私の認識をお話しさせていただきますと、11月11日に自民党が次期通常国会に道州制基本法案を提出するとの新聞報道がありました。そこで、ビジョン懇としても議論を前倒しする必要があると判断いたしまして、12月1日の会合で皆様にお諮りして、本日までこの8日間、集中審議を開催させていただくことにしたわけであります。

しかしながら、自民党の動きを確認すると、来年早々に基本法案が提出される状況にはないということが数日前にわかりました。私としては、基本法の提出がなければ道州制の一層の推進は困難との判断で皆様の御多忙の時間を、申しわけありませんでしたけれども、おとりいただいたんですけれども、その事項は鳩山大臣、麻生大臣の判断にまっぴらはないというふうに思います。目下の政治情勢では、どうなるか、私どもには見通すことはできないということで、こうした状況から、昨日、基本法骨子案の答申については柔軟に対応すべきではないかというふうにお話を申し上げた次第でございます。

私としては、今回の集中審議には、予定どおり行って、政務官の言われたとおり、意見集約を行わせていただきたいというふうに思っております。

さきにも申しましたように、答申については、鳩山大臣の御意向を踏まえて、1月中をめどに臨機応変に対応したいと考えておりますが、これもこの間の初日の鳩山大臣のお話からすると、これも一応のめどであって、どうするかというのは臨機応変に対応したいし、考えていきたいということであります。

しかし、集中審議を通しまして、委員の方々の中にも、なおさまざまな意見があるということがわかりましたので、昨夜、再度熟慮した結果、それならばそれらを含めて両論併記や論点を残した意見集約を行えばよいのではないかというふうに思い至りました。言ってみれば、いろいろこの4日間で出てきた考え方を両論併記、論点併記ということでまとめて意見集約をしていこうと、そういうことに思い至りました。

十分な御説明ができなかったために、会の運営に混乱を生じせしめたことに改めておわびするとともに、こうした情勢を御理解いただきまして、委員の皆様には引き続き活発な御議論を今日最後までお願いをしたいというふうに思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○鎌田委員 今のお話に関連したことで、今のお話に関しては、また後ほど御意見も述べさせていただきますけれども、その前に、江口座長さんのブリーフィングの発言について、二、三確認をさせていただきたいと思うんですけれども、懇談会を開いて終わった後、ぶら下がりブリーフィングをされていって、我々としては、マスコミの方は聞いているわけですから、それを受けた形で、江口座長さんの印象などを語っているのかなというよう

な印象で、私はそれほど気にかけてなかったんですけども、22日の懇談会が終わった後のブリーフィングで、道州制基本法について、政局を見て臨機応変に対応するんだと。民主党政権になればビジョン懇はどうなるかわからないから、だから今議論しておくんだというような、そういう趣旨で言われたというふうに聞いたんですが、だから1月中に道州制基本法の骨子をまとめておくんだというふうに発言されたと聞いたんですけども、これは事実でしょうか。

○江口座長 それは事実であると同時に、若干ニュアンスも違うということで、ビジョン懇というのは、自民党・公明党の両政権下、与党のもとで設けられたものでありますから、もし民主党政権になれば、当然のことながらビジョン懇は終了するというか消滅してしまう。そうだとするならば、もし自民党政権の間に何らかの道州制ビジョン懇としてはピリオドを打つような、そういう対応は常に考えておかなければならないのではないだろうかという、そういうことを言ったということです。

○鎌田委員 何か先に結論ありきというような、そういう印象をやっぱりどうしても持ってしまうんですね。やはり道州制というのは、繰り返すまでもないことなんですけれども、言ってみれば民主主義の根幹みたいなものを、これから大枠をつくらうというような、そういうところで今議論しているわけですので、そういう意味では議論をそこでとどめてしまうような、そういう御発言というのは、やっぱりちょっと今後のこともありますので、これは私としては認められないというふうに考えております。

やっぱりこれも言うまでもないんですけども、審議会、有識者会議というのは、政局にあまり惑わされることはないんじゃないかというふうに私は考えておまして、やっぱりビジョンをつくってほしいという大臣の、そういう思いに対してやるというのが最大の我々の任務であって、国民の期待にもこたえることかというふうに思いますので、そういう意味では先走るといえるのは、いろいろな意味での信用というんですか、信頼性を失ってしまいかねないと思いますので、その件に関しては、改めてということで述べさせていただきます。

要するに、そうすると、1月中に道州制基本法の骨子を提出するということになぜこだわったのかというのは、私なんかは、今でもずっとよくわからないんですけども、そのところはということなんです。

○江口座長 それは、自公政権が継続していこうというふうに予想をしたということと、実は、今政権が変わろうともということがありましたけれども、民主党が幕藩体制ということで、いわゆる広域行政を全く認めていないというような前提で今話が進んでいるということで、これも確認しましたけれども、そういうようなことですので、となってくると、今、道州制というか、国、道州通じてということで議論している我々というか、ビジョン懇とは全く違った要求になってしまう。そうすると、今まで議論してきたものがどうなるかわからなくなって、何か雲散霧消してしまう、ピリオドを打てないような形で、「それでは早速ですが、道州制基……」で終わってしまうというようなことでは、何かし

り切れトンボになってしまうので、何らかのピリオドをその情勢を見ながら判断したらいいんじゃないかというふうに考えたということです。

○松浪政務官 ちょっと補足よろしいでしょうか。

座長のブリーフィングでの御発言というのは、あまり適切なものではないと思いますが、しかしながら、実は私も同じ思いを持っておりました。実際に、政権云々はともかくといたしまして、鳩山大臣がさきにこちらでおっしゃったように9月23日の自公合意で、検討機関を内閣に置くというようなことも触れられたわけでありまして、これはどういうことかということ、検討機関をこの道州制ビジョン懇と一緒に置くというのは、なかなか屋上屋を重ねて考えづらいわけです。それよりは、議論を加速させるということでありまして、それであれば、私もある程度さまざまな結論は急いだほうがいいのかなというふうに思っておりました。

しかしながら、地方分権推進委の振興局案なんていうのは、これは非常に本来は地方分権推進一括法が来年秋に成立をして、その後こうした動きになるのかなと我々が予測していた動きが地方分権推進委員会の中でも、かなり道州制というものの位置は親和性がないと言われておったんですけれども、私も分権委のほうへ内閣府の中で足を運び、そしてまた丹羽委員長と意見交換をする中で、非常にここへ来て親和性というのが高まってきたなという印象を持ちましたので、座長がちょっと難しい判断を迫られたという部分は、私も理解をできるわけでありまして、その点は柔軟にと座長はおっしゃいましたけれども、そうした中で今回の背景の中で、大臣もそういう判断をされたというふうに御理解いただきたいと思えます。

○鎌田委員 それから、昨日のブリーフィングなんですけれども、いろいろ私なんかもごちゃごちゃ申し上げて、それで終わりましたということで帰ったんですが、その後、同僚の記者から連絡を受けたりして、何か江口座長さんは、昨日のブリーフィングでは堺屋さんが麻生首相に会ったらしいと。麻生首相が、鳩山大臣に道州制基本法を出すように指示すると言ったらしいと話されたと聞くと。そうなら、私も答申は1月には出さないなんて言わなかったのにというふうに言われたというのを聞いて、ええっと思ったんですけれども、これは事実ですか。

○江口座長 それは……

○堺屋委員 それはここで言うべきことではございません。だれがどこで会ったというのは、ここで言うべきことではありません。

○鎌田委員 ただ、もし、堺屋さんのほうからも御説明いただければありがたいんですけども、堺屋さんが総理に会われるのはそれは自由ですので、いろいろな事情がおりかと思えますけれども、ただ道州制基本法を出すというようなところで、何かそれに関連したようなペーパーなり、メモなりをお持ちということですので、ちょっと何かこの懇談会の動きとは違う、先走りと言ったらいいんでしょうか、そういうことにちょっとなりかねないというふうな気がしておりますので。

○堺屋委員 よろしいですか。

○江口座長 はい、どうぞ。

○堺屋委員 鎌田委員、盛んにそのことをおっしゃいますが、この4日間、始まる前に、座長から、なぜここで4日間やるかという説明があったはずです。ありましたね、お聞きと思います。それで明確じゃないかと思うんですよ。だから、その座長説明が間違っているとかがおっしゃるのならそう言っていただければいいんですけれども、座長は中間報告を繰り上げて、今審議する理由について、21日の冒頭にお話になったと思います。それを了承して、この4日間続いているのでございまして、もし反対だったら、あのときにやめると、鎌田委員がこの4日間の審議をやめろとおっしゃるべきだったと思いますね。

その理由は、私は政治のこともありますが、経済情勢もこれあり、答申を早めて、この4日間のスケジュールをとるとおっしゃったことを、私は不思議でないと思いますよ。それで、鎌田委員と河内山委員から、そのときに、中間報告にはもっと先と書いてあるのになぜ早めたかという質問がありました。それに座長がお答えになって、御了解いただいたもの、それで審議に御参加いただいているものと理解しておりまして、政治の問題とか、世間のイレギュラーな情報をここでお持ち出しになるのは、いかがなものでしょうか。

○鎌田委員 いやいや、でも、これは座長がブリーフィングでお話しされているというふうに聞いているものですので……。

○堺屋委員 それより前に、21日に座長が御説明になったことは、納得されたんでしょう。だから、来ていただいているんですよ。

○鎌田委員 いやいや、ですから私は……。

○江口座長 ちょっと待って、ちょっと待って

○鎌田委員 ちょっとそれは後だと思います。

○江口座長 ちょっと長谷川さん。

○長谷川委員 私、今日はいにく時間がないので間もなく退席させていただきます。今日、ここに、私もそうなんですけれども、中身の話をするんだと思っているんですが、いつも手続論みたいな話ばかりで、ちょっと時間がもったいないと思っているんです。

それで、今日は一体何をするのかということを確認したいんですけれども、政務官の御発言、それから座長の御発言にもあったとおり、骨子についての今まで3日間、今日を含めると4日間いろいろ議論が出たので、それについて意見の出たことをいろいろ整理してみようかと、こういうことかなと。それから、それを集約する作業をやってみたらどうかというような御発言だったと思うので、私はもうそれで賛成です。できれば、あともうちょっとしかいられないんですけれども、国の役割とか、その他まだ詰めてない議論があると思いますので、できればその議論を進めていただきたいなと思います。

○鎌田委員 ただ、議事進行にもかかわることですので、ブリーフィングのことにに関して、江口座長さんと堺屋さんのほうから御説明をいただければと思いますので、よろしく願います。

○長谷川委員 それについても一つ申し上げさせていただきますけれども、私もマスコミの人間なんで、ここで明らかにしておきたいと思いますが、座長であれ、あるいは堺屋委員であれ、私であれ、外でだれと会おうと、どんな発言しよう、それは勝手です、基本的には。そこでどういう発言されようが、それは個人のお考えですから、それはそれで私は別に何の問題もないと。

要するに、この場で、皆さん聞いていらっしゃるところで、皆さんの意見集約なり、あるいは合意なるものがあったとして、それと違うことを全然しゃべっているならあれですけれども、そうじゃない別の場で、首相官邸であれ、どこであれ、それはこういうところで話すことではないと私は理解しております。

○鎌田委員 いやいや、長谷川さんがおっしゃるように、私も個人の発言でしたら全然それはどこで発言しようが自由だと思います。ただし、今、私がお尋ねしようとしているのは、江口座長さんが昨日の懇談会が終わった後、座長としてぶら下がりのブリーフィングをされている、そのときの発言を確認しているんです。

○長谷川委員 座長としてであれ、江口さんであれ、要するにお考えはあるわけだから、それは総理だからどうのこうのとか、あるいは私人だの、公人だの、そういう議論は建前ですよ。

○鎌田委員 それは、長谷川さん、ジャーナリストでしたら逆の立場じゃないですか。そういうことをむしろきっちりさせるのが我々ジャーナリストの仕事じゃありませんか。

○長谷川委員 私は全然違います、そういうふうに認識してないです。

○鎌田委員 それは見解が違いますし、審議会にずっと慣れていられるとそういう立場になるかのもかもしれませんが、少なくとも今回はブリーフィングの発言について確認を求めているので、ぜひお願いします。

○長谷川委員 じゃ、どうします。時間がないので、私は中身の議論をしたいんですけれども、こういう議論をしばらく続けるんですか。

○江口座長 いや、これについてはまた、もともと今日のテーマに、毎回、鎌田委員には申しわけないですけれども、本質論になかなか入らせてもらえないという、そのところからなかなか議論が進まないという点もありますので、それについては個々にお聞きいただくということにさせていただいて……。

○鎌田委員 個々にとって、でもここに昨日おられた記者の方もいらっしゃるわけです。ですから、わかるように説明していただければ、もう次の本題に入れると思いますけれども。

○佐々木委員 あれじゃないですか、ブリーフィングをこれから注意するとおっしゃっていただければそれで済むんじゃないですか。

○鎌田委員 いやいや、ですからその前に昨日発言されたことは事実かどうか確認されたいんですけれども。

○佐々木委員 失礼ながら、鎌田委員に申し上げたいんですけども、陪席されている記者の方からの情報を持ち出して、それをベースに座長の発言について物を言われるのは、い

ささか私は納得いかないです。

○鎌田委員 とんでもないです、だって……。

○佐々木委員 むしろ記事に出たとか、そういうことであって、その記事の内容をベースに問題があるとおっしゃるならいいんですが、ここにいられる記者の方の情報をもとに、そういう指摘をされるのはちょっと私は何かルール違反じゃないかという気がいたしますが。

○鎌田委員 とんでもないですよ。だって、それをルール違反と言ったら、すべてそれはもう、だって、全然異論なしにスムーズに進めましょうというのが前提になっちゃうんじゃないやありませんか。

○佐々木委員 そういうことを申し上げているんじゃないで、この中で議論するのは大いに結構です。ただ、外からの情報でもってそれを指摘されるのは非常に疑問ですね。

○鎌田委員 外からと言っても、でも私もジャーナリストの端くれですので、こういうことに関しては、やはりきっちり確認しておく必要がありますし、ここの懇談会のメンバーでやはりそういうことに関して情報を共有する、そういう必要もあると思って今お尋ねしているので、江口座長さんに説明していただければ、それで済むことなんです。

○江口座長 今、長谷川委員がおっしゃって、また佐々木委員がおっしゃったように、今ここで説明する考え方は持ち合わせておりません。

それよりも主要テーマの議論を進めさせていただきたいと。毎回毎回手続論というか、そういうような質問ばかりで前に進まないという、いつも30分か40分で本題というのは、いかにも、せっかくお集まりの委員の方々にも申しわけないというふうに思いますので、申しわけございませんけれども……

○鎌田委員 じゃ、最後に一言だけ発言させてください。

少なくとも、私はいつも申し上げていることなんですけれども、これは開かれた懇談会です。その開かれた懇談会で議論することが、国民の皆さんにどれだけわかっただけの内容のものを我々が議論するかというのが物すごく重要です。なおかつ、開かれた懇談会である以上は、できる限り透明で、情報は共有されるべきです。

ブリーフィングというのは、ある意味では最も懇談会の座長の役割としては、公的には重要な仕事です。それをもとに記者は記事を書きますし、あるいは内容がなければ書かないということはもちろんあります。私も現役時代にはそういうことは何度もあります。ただし、ブリーフィングの席で発言したことがこういう開かれた公開の場で発言できないというのはどういうことなんですかと。それ自体が、いつも大きな声で申し上げて恐縮ですけども、それが開かれた懇談会の議論と言えますかということです。果たしてそこで議論を進めましょうというようなことで、ここでそういうふうにあいまいにしたまま議論する、その議論の中身自体が、本当に国民の側に信頼されるようなものになりますか。本当に透明で開かれた懇談会ということで、皆さん、私も含めて胸を張って国民に説明できますかと。そういうことを非常に私は危惧しているんです。

ですから、本題に入りたいのは私も本当にそのとおりです。こういう時間を私もとりたくありません。でも、現実には、昨日お話しされたことについて何も説明されないというのは、それはどういうことなのかということをお願いしたいんです。ですから、これも、もちろん佐々木委員がおっしゃったように気をつけていただきたいと思いますが、ブリーフィングの席で発言したことを何でこの公開の席で説明できないんですか。このおかしさは、皆さんぜひわかっただけが必要があると思いますよ。そういうことをきっちりさせないままに、一体その先に本題の議論に入って、それで本当に国民にわかってもらうような議論につながりますか。よく考えてください、それに関しては。それで幾ら本題、本題と言っても、それは全然通じないことですよ。だって、現にあいまいなまま、物を隠して、それで何が公開ですか、透明性ですか。

○長谷川委員 じゃ、すみません、私、これで失礼しますので、先ほどの意見、論点の整理ですか、あるいは意見の整理、それと集約、これは私賛成ですので、よろしくお願いたします。

失礼します。

○松浪政務官 昨日、そういうブリーフィングの後のやりとりというのは、私もあまりここで触れたくはないんですが、私も横でちょっと聞いていてあれなんです、そんなに問題点というのは、鎌田委員、どこにあるんですか。

○鎌田委員 私は、ですから、せっかくこの懇談会で忙しい中に集まってきて、とにかくいろいろなテーマを設けながら議論をしているわけですよね。その議論に基づいて意見の集約をするということなら、それから基本法の内容に関してどうだというのはわかるんですけれども、だけでも、基本法をつくるというそれ自体、結論が先にあるような形で、あるいは官邸にまで先回りするというのは、これはやっぱり懇談会のあれをちょっと無視していると思うんですけれども。

○松浪政務官 それは、堺屋先生の名誉のために申し上げようと思うんですけれども、私、側聞しておりますところ、官邸の秘書官等、堺屋先生、個人的に道州制のために行かれたんじゃないです。道州制ももちろん入っておりますけれども、あまりここで言うべき問題ではありませんが、申しわけありませんが、ほかの政策についても随分と御提言をされているわけで、この道州制についてはその中の一つであったわけで、それはあくまで堺屋先生個人のものであるので、実際問題、江口座長は、堺屋先生がそれに行かれたというのは御存じなかったわけです。ですから、何ら私はそこに対して問題はない。ただ、昨日ああいう形で皆さん誤解が生じたがために、わざわざ今日私が、昨日から大臣にアポをとって、そしてその方針、こういう経過ですということを詳しく御説明差し上げた上で、総理までどういう御意向かを御確認いただいたわけでありますから、そこで先ほど私が申し上げた3つの方針ですね。基本法の骨子案については、こういうものよりも、まずはビジョンについての議論をやっていただきたい。この地方分権の流れの中でというのが1点。そして、地方分権の推進委員会とビジョン懇の代表者会議のようなものをお願いしたい。

が1点。もう一つが、議論が加速しているから、ちょっとこれを道州制ビジョン懇の最終答申というものは前倒しをしていただきたい。この3点を、私、先ほど申し上げたわけがありますので、これで行っていただいて、議論に入っていただくということは、まだ問題ありませんでしょうか。

○鎌田委員 政務官が語るお話しされていることに関しては、私ももちろん聞かせていただいて、状況に関しては私なりに認識しているつもりですので、その件に関しては承りましたというふうにお話ししたいんですけれども、少なくともこの懇談会は、民主的に公開で開かれた状況でやっているわけですから、変に隠したものを持つ必要は全くありませんよということをあえて確認して、これからは絶対にそういうことに関しては気をつけていただきたいということを、それでは江口座長さん、確認していただけますか。

○堺屋委員 この懇談会は、記者の方も入っていただいて開かれているんです。だから、この懇談会の席ですべてわかっているんで、そのまた裏をとって云々というのをおっしゃるのは、これはおかしいことです。それだったら、なぜ開かれているのか、理由がありません。そういう裏がないことが前提なんです。ところが、そのまた裏の、そのまた裏の週刊誌の何のこうなってくるから、それもここで打ち切りにしたいと思いますね。

○鎌田委員 ですから、私も何度も言いましたように、個人として外でこの懇談会を離れて活動されたりするのは全く、私はそのことを問題にしているわけではなくて、終わった後のぶら下がりのブリーフィングでお話ししているそのことに関しては、やっぱり座長としての責任がおありなんですよということを強く申し上げているわけなんです。ですから、そこに関しては、やっぱり我々にもそれなりに説明できるようなことを発言してくださいということでございます。

○江口座長 昨日のブリーフィングというものについては、昨日のブリーフィングで終わっているわけで、それぞれの記者の方々がどういうふうにとめたかということで、それで私のほうはそれ以上のお答えをするつもりはございません。

今、鎌田委員のほうから、そういうことで先に進みましょうということでしたので、お手元、資料10-4として配布してございますように、鎌田委員及び河内山委員より資料が提出されております。これについて、鎌田委員から御説明をいただきたいというふうに思います。

○鎌田委員 私の立場は、基本法の審議自体に今は時期尚早ということで、基本的には反対の立場ですけれども、審議に関しては参加させていただいて、いろいろな発言をさせていただいていることに感謝申し上げます。

改めて分権との関係を含めて、考え方を河内山委員と昨日来話し合いました、皆さん熱心なんですけれども、分権に関して若干おわかりになっていないか、あるいは誤解されている面もあるのかなということも含めて、これから読ませていただきます。

道州制ビジョン懇談会の議事運営について（道州制基本法審議に反対の意見）。

2008年12月26日、道州制ビジョン懇談会委員、鎌田司、河内山哲朗。これはあいうえ

お順です。

1として、道州制議論と分権議論の関係。

分権の先に道州制があるのだから、道州制の導入を決めることが分権の後押しにもなるという議論がありますが、これは極めて非現実的な考え方だと思われます。実際、国の出先機関の統廃合について、地方分権改革推進委員会の第2次勧告が出された後の与党内の議論を聞いていますと、「道州制を議論しているときに、都道府県制度下の出先機関の議論をすることは意味がない」という意見が多くなっています。しかも、そういう議員の先生は、出先を多く抱えた省庁の御出身者が多いとも伺っています。私たちにとっては、将来の道州制の議論も大切ですが、地方分権改革推進委員会や麻生総理、鳩山大臣らの大変な御努力で、現実に着々と進められている地方分権改革が、よりよい成果を挙げていただくことに大きな期待を抱いています。

こうした努力を積み重ね、来秋の臨時国会または再来年の通常国会に地方分権一括法案が提出され、議論されようとしているときに、（導入の時期や内容はともかく）道州制の導入を決めることとなる「道州制基本法」を提出すれば、我々が切望する地方分権一括法の成立が危ぶまれるばかりか、そもそも出先機関の改革は頓挫し、同法の提出はできなくなるのではなでしょうか。こうしたことは、地方分権改革を見守ってきた者や地方自治体関係者としては決して見過ごすことはできません。

私たちは道州制基本法について議論を止めているのではありません。大いにすべきです。ただ、それは大きな道州制ビジョンを描くための一つの部分です。本当に急いで道州制基本法を成立させたいのであれば、まず国民的なコンセンサスをつくり上げるための道州制の全体像を描いたビジョンを出すべきだと言っているのです。今、道州制基本法の骨子を出し、次期通常国会にも基本法案の提出を促すことは、政府に二兎を追わせ、結果として一兎をも得ない結果を招きます。現在の道州制基本法に特化した議論はすぐに止め、道州制ビジョン策定のために残された多くの課題について議論を急ぐべきだと考えます。

それから、これは税財政で堺屋委員のほうから御提言があったことですので、あえて触れさせていただいております。

2、道州制と税財政問題。

堺屋委員が12月25日に提出された資料の中では、税源配分の比率などについて具体的な提案がされていますが、これまでも議論されてきたように、国、道州及び基礎自治体に割り当てる税源は、それぞれの主体の果たすべき役割に応じて決定されるべきものであり、現段階では具体的に論じられるべきものでないと考えます。予断を持たず、あるべき国、道州及び基礎自治体のあり方から議論をすべきです。

また、同じ資料の中で、道州は、道州債を発行して国の資産を時価で買い取ることとされています。これは国の債務を道州に付け替えることにほかならず、道州の住民からすれば、突然、多額の債務をその地域で背負わされることになるため、到底納得は得られません。また、同じことが都道府県から市町村に対しても行われるとすれば、財政力の弱い地

方の市町村は財政的に成り立たないことは明らかです。まずは、道州の権限に見合った税財源が移譲されることが先決されるべきであります。

3、最近の経済危機下での状況。

経済危機、また時として地方を襲う大規模災害など危機的な状況では、国家の役割は重要だと思います。もちろん、これまでのように国が地方の施策の細かなところまで関与するやり方は完全に改める必要がありますが、国と地方が相互補完する考え方は、国民の視線からしても、安全安心を与える上で求められているのではないのでしょうか。特に、昨今の経済危機の状況下で、こうした国のあり方を根本から変えることは、相当丁寧かつ透明な議論を経て説明をしないと、いたずらに国民の不安をかき立てるばかりだと考えます。

4、結論（道州制ビジョン懇談会が行うべきこと）。

もともと道州制ビジョン懇談会に与えられたミッションは、道州制について国民的なコンセンサスが得られるような大きなビジョン（絵）を描くことであったと理解していました。そのことは、鳩山大臣も事あるごとにおっしゃっています。それが、少数の委員のみが集まった12月1日もしくはその直前から急速に道州制基本法の骨子の取りまとめの方向にベクトルが向けられたことに危惧を抱いています。

そもそも道州制基本法や道州制推進法がいかなるものであれ、それが法律である以上、道州制の導入を国家の意思として決めるということにほかなりません（導入のスケジュールを決めるということは、そういうことです。仮に、検討のスケジュールを決めるだけということであれば、それは法律ではありません。）しかし、そうした法律を制定するためには、その前提として道州制を導入することについての国民的なコンセンサスが何より大切です。そのコンセンサスを形成するために、わかりやすいビジョンを描くことが私たち道州制ビジョン懇談会に課せられたミッションであったはずですが、それが、急速に道州制ビジョン懇談会としての成果を誇るかのような、道州制基本法の骨子を出すことにこだわる進め方には反対せざるを得ません。なぜ、そんなに結果を急ぐのでしょうか。懇談会の中ですら、道州制の骨格にかかわる重要事項に関して意見集約が十分できていない中で、理念とスケジュールしか規定しない形ばかりの「道州制基本法」をつくったとしても、それが国民的議論を喚起できるのかどうか、大きな疑問を感じます。明確なビジョンも明らかにしないまま、理念とスケジュールだけ法律で決めてしまうのは、まさに「上からの押しつけ的改革」とのそしりを免れません。

道州制のビジョン、骨格、何たるかを示さないままに、理念とスケジュールだけの基本法案を出すことは、国民をだまし討ちにしようとするようなものではないのでしょうか。このような法案は、「どんな内容になるかわかりませんが、とにかく〇年までに道州制を導入します」と言っているのと同様です。法案の国会審議で道州制の骨格を問われた場合には、「これから考えます」とでも答えるのでしょうか。到底、国民の理解は得られないと思います。

また、今後は、起草委員会というような閉ざされた場や少数の委員しか参加できないよ

うな状況ではなく、大半の委員が出席できるような十分な日程調整を行った上で、より民主的な運営がなされることを強く求めます。

私たちが等しく目指すものは、真に国民のためになる道州制の実現だと考えます。懇談会として、目先の功を焦ることは、逆に道州制の実現を遠ざけてしまうことになることをぜひとも御理解いただきたいと思います。

以上、意見を申し述べます。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

そういう御意見でございますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

○堺屋委員 ちょっと一言だけ御質問。

ビジョンと理念とどういうふうに使って分けておられますか。ちょっとそれだけ、というのがビジョンで、というのが理念かというのを、いやに違うようにおっしゃるので、ちょっと聞いておきます。

○鎌田委員 私の理解では、私はいつかの報告なり、あるいは修正意見の場合でも、国の姿、形を構想するというふうに申し上げているかと思います。国の姿というのは、そういう意味では理念になるのではないかと思いますけれども、この国が何を目的に21世紀、海外とつき合っていくのかというのを明らかにする、それが理念になるんだろうと思います。

それから、ビジョンで言えば、こういうそういう理念に基づいて、ではこの国の、例えば霞が関の状況、堺屋さんのあれで言えば、国の役割を限定するという、これも一つのビジョンだと思います。あるいは、それは限定するという場合にどうするんだ、どういう中身にするというのが、またつけ加わっていくわけですが、いずれにしても霞が関はどのような役割をするのか、今の霞が関はどうなるのかというのも、国民に示す一つのビジョンだと思います。

いずれにしても、そういう形で道州、それから基礎自治体に関しても、全体像を描くのはビジョンというふうに理解しています。

○堺屋委員 21日に国の形を審議する、道州のビジョンを審議するというのがあったんですが、鎌田委員の議事の問題でできなかったんですが、その点については、例えば座長のお書きになった地域主権型道州制という中に一つのビジョンを出しています。そういうのを提案していただいて、あくまでも提案ですよ。提案していただいて、この懇談会で議論してみたら、かなりできたんじゃないかと思うんですよ。非常にその点残念ですね、審議できなくて。

○鎌田委員 一言だけ。

年明け以降、加速するようではありますけれども、そういう機会がありましたら、ぜひ発言の機会を与えていただければと思います。

○江口座長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 この集中審議が始まる直前ぐらいの話だったと思いますけれども、地域協議会のメンバーは、今、異口同音に基本法というか、基本理念、国、道州の役割分担イメージそしてスケジュールなどを織り込んだ基本法の骨子案みたいのが出てくることは非常にいいことじゃないかと。なぜかと言えば、今国民一般の間では、まだなかなか理解活動ができていないし、それから具体的なイメージを持ってないで、あまりまともに議論はされていないように思うと。それを興すには、骨子案のようなものを示すことが必要ではないかと申しました。その一方で手続きについて、というか、何人かのビジョン懇談会の委員の方も言うておられましたけれど、急いで議論することに決まった課程には、私はちょっと疑問を持っていたのですけれども、議論することについてはみんな大いにやろうということで、こうやって集まって議論しているわけですね。そこで、昨日私が確認させていただいたように、昨日の段階での基本法の骨子というのは、国の役割とか、道の役割とかといった具体的なイメージをほとんど書き込むことなく、中間報告にある程度の国の役割や、それプラス基本的な理念、それからスケジュールを書いただけのものになりそうであると、こういうことでありますね。しかも、先程の政務官のお話のように、基本法骨子も含め、急いで出すことはないということですね。そうであれば、私は地域協議会のメンバーの一人としても、11月の終わりごろから12月の初めごろにかけて、これを国民の理解を深めるてこにしたいと思っていたことを、むしろそれは無理だろうなという判断に、ここで至っております。

したがって、そこは鎌田委員がおっしゃるのと共通だと思うのですが、骨子案を急いで出す必要はないということであれば、むしろ粛々と国の役割であるとか、道州の役割であるとかの具体的なところを議論していくのが大事であって、それを進めるべきだと思います。

以上、ちょっと申し上げておきたいと思います。

○江口座長 ありがとうございます。

基本法については、多くの方々、もちろん反対意見というか、はっきりした反対意見もありましたけれども、佐々木委員からもあったかと思えますけれども、国民の世論を喚起するというか、何かそういうようなものがはっきりあることによって、世論喚起、世論喚起といっても、なかなか具体的に国民の注目を集めるというようなことは難しいんで、そういうような世論喚起というようなこともあって、最低限のものを基本法として考えてみたらどうだということは、佐々木委員だけじゃなくて、ほかの方も言われたということと、それから12月25日に専門委員会があって、あのときも各委員の方々から、親会の言ってみればメルクマールというか、そういうようなものを何か出してほしい。例えば、区割りの考え方とか、それからデザインなんか……

○佐々木委員 一つ大事なことを言い忘れました。そのことです。そのことも申し上げようと思ったんです。これも昨日申し上げたんですけれども、この5日間なら5日間ぐらい、4日間なら4日間の集中審議で相当いろいろな御提言もありましたし、それから論点も出

てきたし、問題点も、あるいは検討し残したものもあります。それを整理していただいて、専門委員会にお渡しするのは非常に意味があるだろうと、これは座長おっしゃるとおりだし、それをできれば、我々も地元に戻って、例えば私の場合には2月に秋田でパネルディスカッションがあって、それに出ると言われているんですけども、そういう場で御披露できるような、そういう形にさせていただければありがたいのです。そういう工夫もちょっと考えていただければ大変ありがたい。

○江口座長 それは基本法という形ではなくて、論点整理というような。

○佐々木委員 論点整理みたいな形で、ここでまとめていただいて発表していただければ、もちろん賛成論、反対論の両論併記でもいいですし、論点だけで残ったものでもいいのですけれども、そういうものもまとめておいていただけると、多分我々地元でも議論の材料になるんじゃないか。

○江口座長 この4日間で議論されたものの両論併記というような

○佐々木委員 そんな感じがいたします。ちょっとそれを落としましたので。

○江口座長 杉本参事官、ちょっと協力してまとめていきましょうか。

○松浪政務官 すみません、私もたびたび発言して恐縮でありますけれども、先ほど堺屋先生から理念とビジョンというのは何が違うかというお話がございました。理念というの、「念」という字があってごとき、思想に近い部分、哲学に近い部分ではないかなと私は理解をしております。その点におきましては、この中間報告を見ていただきますと、2ページに、明治政府は、欧米列強に対抗していくために幕藩体制を解体し、そして昭和の経緯も中央集権について書かれ、まさにこれが歴史のうねりの中にあると。そしてまた、日本経済は一定のレベルに達する一方、人類の文明が云々と、文明論とかこういった歴史的なパラダイムの変換とか、そういったものに対するコンセンサスを私は理念と呼ぶのではないかと。ビジョンというの、もちろんビジブルと目に見えるから来ているわけですから、これを本当に国民の皆さんが実感できるというのがビジョンではないかと。

そういった点で、私はこの中間報告というの、理念という点では非常によく整理をされているわけでありましてけれども、まさに、これ理念というところもあるわけですので、ではどういうふうに鎌田委員おっしゃるように、国民の皆さん、私、鎌田委員おっしゃるとおりだと思うんですね。この中で非常に共感いたしますのは、あくまでこういう法的なものではなくて、いかに国民の皆さんに目に見えるようにするかと、大きなビジョン（絵）を描くことというのは、これがビジョンだと思いますので、そのビジョンという点では、やはり保育所というのが一つあれば、どういうふうに保育所が違うんであろうとか。また、私もメディア出身の人間でありますから、メディア論というのも随分と違うだろうと。今は、私も特に新聞記者時代、青森で記者を1年やったことがありましたけれども、向こうへ行けば、東奥日報があり、陸奥新報があり、デイリー東北があり、非常に多様な、青森なんかではテレビも青森テレビとか、非常に地域に密着したテレビがある中で、地デジの流れとともに、こうしたものが道州になったら変わるだろうと。こうしたものを

メディアの文化論とかということだ。せつかく鎌田委員も、長谷川委員もマスコミ出身でいらっしゃるから、そうした観点から本当に、非常に私、自民党の議論も、この道州制ビジョン懇の議論も役所チックだなという感覚を持っておりますので、そうした柔軟な、国民に目に見える形、これなら我々見るテレビはこういうふうになるんだとか、福祉はこういうふうな多様性があるんだとか、そういった議論、ビジョンのビジブルな面というのを拡充をしていただければ、この中間報告にその部分を足せば、非常にすばらしいビジョンなのではないかなというふうに考えますので、そうした方向が鳩山大臣のおっしゃるビジョンを描いてほしいということだと私は理解をいたしております。

○宮島委員 昨日の議論について行ってないので、状況が見えない部分もあるんですけども、個人的には、ちょっと鎌田委員の意図と立ち位置が疑問なところがあります。基本法というものがどういうものであるかということに、概念に若干ずれがあるのかなと思います。

私自身、概念とスケジュールであれば、今のものを推進するには基本法を早めるということはいいと思いましたが、当初、幾ら3年間で最終報告の期限だとは言っても、世の中の状況が大きく変わった中で、何の役にも立たないものを3年たったところに出しても意味がないと思いますので、とにかく加速をする必要があると思えました。

篠崎委員が紙で出されているんですけども、例えば基本法というものが、骨格とスケジュール感ですか、推進をどういうふうにしていくかというような形の、篠崎委員は推進法というふうなお名前を出されていますが、絶対やるとかやらないということではなく、推進をしていくというような意味での基本法ということが考えられるのかどうか。

鎌田委員は、この前、私のどのぐらいまで書けば基本法になり得るのかという御質問に対しては、あまり明確にはお答えいただけなかったんですけども、少なくとも基本法を物すごく書き込むことを前提に、今の形をずっと議論していても、正直メディアを含め世の中は乗ってこないと思います。というのは、やはり基本法なり何なりかを出して、これは本当に少なくとも一部の人たちが話し合っているだけではなく、政府も自民党もやる気なんだなというところがちゃんと伝わらなければ、だれも本気で反対する気も、本気に議論する気にもならないと思いますので、基本法というものをどのぐらいの完成度で提出すべきなのかということである程度コンセンサスを持って、とにかく早く進めるということなんだと思います。

夏から秋ぐらいまで議論は進まなかったですし、今の議論のペースというのは、世の中の状況からしても、もっと加速すべきではないかなというふうに思っています。

○江口座長 ありがとうございます。

○堺屋委員 今の宮島委員の意見に全く賛成です。随分、二十何回議論をしてきて、座長も、また各委員も、地方講演会もなさり、いろいろいたしました。実はあまり浸透してないと思うんですね。その浸透していないのは、道州制に対する関心が高まっていないということもありますけれども、ここで議論している地域主権型道州制というものが、これ

が非常に浸透していないと思うんですよ。こういうシンポジウムなんかがあった直後に、それに出席していた方にお目にかかったら、全然違うことをおっしゃっているという例も各地であります。

それで、やっぱり鎌田委員のおっしゃるビジョンを含めて、そしてもう一つはスケジュールなんです。これが無限に遠いという話に見えたんでは、やっぱりありなんで、だからビジョンとスケジュールというものはっきり出して、そして法案を出すかどうか、これは政府の判断ですから、我々の問題としては、政府にこういうような基本法をお考えになったらどうですかという答申をしっかりとすべきだと思います。これをこの集中議論、あまり肝心の時間はなかったんですが、これを座長のもとで一応おまとめいただいて、そして政府が出すとしたらこういうものであってほしいという基本法の概念をはっきりとつくって、そして1月にもう一度皆さんのスケジュールの合うときにそれを出して、その中に反対意見、少数意見があれば、もちろん少数意見も複数書くということで一案をまとめていただいたらありがたいと思います。それをしないと、何か犬の遠吠えみたいなもので、全然議論が進まないと思います。宮島委員のおっしゃるとおりだと思います。

○江口座長 今、座長が考えてということですが、それはそれでおっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ私としては、できるだけ委員の方々の意見というか、そういうようなものもお聞きするというか、そういうようなものを前提にしながら、まとめるとすればまとめるということで、私の考え方でまとめるということは、これはもしまとめるということであれば避けたいというふうに考えているということ、これにつきましても、もしそういうことであるとするならば、事務方の杉本参事官と連携をしながら、そういうようなことをしてみたい。

それから、宮島委員、この基本法ということですが、最初、基本法の内容ということで出てきたのは、目的、理念、スケジュールというこの3つを押さえようということで、それによって多くの国民の関心というか、こんなテンポでこの10年間いろいろと動くのかと、こういう動き方をするのか。それに加えるに、税財政制度の検討に関する基本方針とか、基本方針ですよ、具体的なものじゃなくて。それから、区割りの基本方針、これも実際に地図に線を引くということじゃなくて、基本の考え方というようなものをその中に盛り込んで、言ってみれば、文字通り基本方針ということでもいいんじゃないかということで出発したということとをちょっと基本方針ということについてわからなかったというふうにおっしゃいましたので、最初そういう出だしだったということだけで申し上げておきます。

どうぞ。

○宮島委員 逆に言いますと、私はそのように理解しているんですけども、一部、今日提出された反対意見の中に、基本方針とスケジュールだけではすかすかの議論になるというような御意見がありまして、前回、鎌田委員に御質問したときに、どのぐらいが基本方針に入るべきだと思うのかということに関して、御質問したけれども、十分なお答えを

いただかなかった気持ちを持っています。もしかしたら、私も理解していた今の基本法にどのぐらいのものが必要なのかということと、鎌田委員が考えていらっしゃる基本法にどのぐらいのものが必要なのかということが違うのかなというふうに思ったんですね。なので、むしろそこは鎌田委員に御質問するべきかもしれませんけれども、座長のお考えは私は多分理解していると思います。

○江口座長 これについて、基本方針ということについては、私のほうからはそういう基本の基本ということで考えていたということですが、山下委員、どうでしょうか、御発言をどうぞ。村上委員もお願いします。太田委員も。

○山下委員 基本の骨子をつくるということで、集中審議が行われたと理解しておりますが、それが諸般の事情で必ずしも骨子に持っていかないということは、冒頭のお話で私はそれでいいと思いますけれども、この4日間の集中審議というのは私は大変意義があったと思います。いろいろな議論、手続論も多かったですが、その間にいろいろな問題点が洗い出されてきたというふうに思います。

先ほどの佐々木委員のように、この間の議論を両論併記でもいいから整理していただくと、私ども地元でいろいろ活動するに当たって、これから大変参考になるんじゃないかというふうに思います。この集中審議をやるということが発端なのか、実は地元の新聞も私にまで個別のインタビューをかけてきまして、まず直接の地元じゃないんですけども、愛媛新聞のほうからインタビューがあつて、先週の日曜日に論点というような形でインタビューがまとめられまして、それが誘因になったのか、今度は地元の徳島新聞からも来月インタビューしたいというような話が来ておりまして、そういうやっぱりここで議論していることがマスコミの方も非常に多いので、じわっと広まって、地方のほうでもちょっと取り上げてみようかと。今までは、我々がシンポジウムを開催して、年に1回か2回、あるいは個別の委員がせいぜい100人前後の講演会をやっているという、そういう積み重ねだったと思うんですが、やっぱり新聞で、しかも地元の新聞が取り上げてくれるということは、非常に宣伝力が強いと思うんですね。まさにこういう集中審議というものも私は背景にあると思いますけれども、そういうものが起爆剤になって、じわっと広まっていくということは非常に大きいと思います。

そういうことでございますので、今回の議論を整理していただくと大変有意義だなと思います。

それともう1点、ちょっとこの機会に私、素朴な疑問なんですけど、今回の集中審議でもたび重なって出ておりますが、地方分権推進委員会の議論を待たなきゃいかんとか、そちらを優先すべきだというお話がよく出てくるんですが、前回か前々回、私申し上げたんですが、なぜそこに配慮しなきゃいかんのかというのが素朴な疑問でまだ残るわけですね。確かに大事な話で、それがすんなりいけば何よりなんですけれども、我々見ており、大変抵抗が大きいと、だから丹羽委員長も大変苦労されているということは新聞報道で理解しておりますけれども、であればあるほど、むしろ道州制という議論で、この地

方分権というのを一挙に根こそぎそこに持っていってしまうというアプローチもあるのではないかと。オルタナティブなアプローチという具合に位置づけてもいいと思うんですけども、せんじ詰めれば、この地方分権というものに対する期待度、これが本当にできると思って、それにまずかけてみるという立場であれば、まず分権委を先行させて、道州制はその後と、そういう順序立てになるとは思います。私は門外漢でその辺の実際のところわかりませんが、マスコミ報道で見ている限り、非常に抵抗が強いと。そうであれば、根こそぎ逆のルートでというか、後先を逆にして、もう道州制で分権を事実上実施してしまうというぐらいの気持ちでやってもいいんじゃないかというような気がしております。これは一個人の意見でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

1 番目の新聞でいろいろとマスコミのインタビューを受けられているということですが、山下委員の新聞を読ませていただきまして、非常に的を射たというか、的確なというか、非常にわかりやすい道州制についての御説明がありました。反対論も載っていたというようなこともあって。佐々木委員も、それから村上委員も、それから太田委員も、それぞれの地元の新聞にいろいろと書いておられる。できれば、協議会の委員の方々、こういうところで事務方のほうに送っていただいて、添付資料として回していただくということで、何か全然地方が動いていないというような、全然委員の方々も動いていないというような、そんな印象も持たれても困りますので、ぜひ山下委員なんかもどんどんマスコミに言っておられますし、新聞に出ておられますので、ぜひそういう資料は事務方のほうに御連絡いただいて、提供していただいて、我々も資料として配布していただくようお願いしたいと、これは第 1 点目です。

○山下委員 毎回資料が大変多いので、これ以上多くなってもかえって御迷惑かと思って遠慮しておりましたんですが、座長にそうおっしゃっていただけるなら、次回、機会がございましたらそうさせていただきます。

○江口座長 太田委員もよく琉球新聞とか沖縄タイムズに載せておられますので、お願いします。

それと、2 番目の問題で、地方分権でなかなか進まないという、そういうようなことからすると、一気に道州制で分権国会というようなものを考えたら、それも一つの方法じゃないかと、そういうお話だったと思いますけれども、これについて政務官、どうですか、いろいろお立場もあると思いますけれども。

○松浪政務官 もし私が総理であればそういうふうにするかと思うんですが、それはともかくといたしまして、確かに今まで、私もこの場で何度も申し上げているのが、鶏が先か、卵が先かという話にいつもこれがなるということは、地方分権にとって悲劇であるというふうに申し上げているわけですし、鎌田委員が先ほどの 1 章で書かれております道州制を議論しているときに都道府県制度下の出先機関の議論をすることは意味がないと、こういうふうにいわれる典型的な族議員の方がおっしゃるということは、実は自民党の中で、以

前はこういうこともあったかもしれませんが、今はないなというのが私の感覚であります。

先般も第2次勧告が出たときに、私も内閣府を代表して向こうで御挨拶をさせていただきました。それから、大変こんな振興局案はけしからんというような、確かに根回し不足の面、議論不足の面あったかと思いますが、大変な声が巻き起こりましたが、それはあくまで地方分権にであって、道州制に対するというものではもはやなくなっているんだというのが私の感想であります。実感であります。

ですから、今、道州制だから分権が進まないというのはちょっと違うなど。明らかに地方分権推進の第2次勧告も、道州制を見据えということを書いていただいておりますので、私は今回、我々が地方分権担当として私が申し上げるのであれば、リリースするのは、やはり新聞では後退だと書かれるんですね。それであれば、将来道州制をやるから、今回はこういうふうに地方の出先機関をまとめるようにするんだと書けば、それはそれで大きな前進になるんですけども、内容がいつもいつも後退と書かれるような、そういう打ち出しをするのは、もうやめたほうがいいのではないかと。総理も鳩山大臣も分権あってということは、次の3月の閣議決定というものを経て、それで道筋が立つんだろうというふうに、やはり道州制の肝というか、地方分権の肝というのは、国の出先機関の仕事を地方に渡すということなんですね。やっぱり今回地方分権で1万以上の事業を精査して、都道府県ではやっぱり担えないなど。当然、国道の交通ネットワークとか府県をまたぐ河川とか、こういうものを都道府県に移譲して意味があるとは私もあまり実感として思いませんので、そういう問題点が明らかになってきたと。以前はそういう不毛な議論はありましたけれども、今は大分変わってきているというのが現状でありますので、ですからこそ、今回先ほど私、一番最初に3つ申し上げました2番目に、この道州制ビジョン懇と、それから推進委員会のほうの代表の皆さんで意見を一度、今までお話し合いしたことないわけですよ。非常に、そこが内閣府が管轄しているといっても分かれているわけですから、そこは一度意見交換していただければ、私は新しい光が見えるんじゃないかと。ともに目指すものが一緒だなというところは、見えてくるんじゃないかなというふうに思っております、長くなりましたけれども、それが私の感覚であります。

それも山下委員おっしゃる、最初から行けというのも一つの方法だろうと思います。私もマスコミ出身ですから見出しにとりやすいと思います。政治家の数は3分の1なり、2分の1なり、国会議員は削減しますと。そして、国家公務員は半数を地方公務員化にしますと。じゃ、これは本当に国は本気だなというのを、総理がそれを号令なされば、非常にわかりやすい議論にはなろうかと思えますけれども、鎌田委員おっしゃるようにその必要性は何なのかということを言われれば、やはり日本の少子化と、それから今般の経済のこれからの先行き、これを支えるにはこれしかないでしょうと。

であれば、これからのスケジュールの問題になりますけれども、どうしてスケジュール、大体自民党でも、それから経団連でも10年後を見据えているかといいますと、やはりそれぐらいのスパンで我々の子どもたちにとってはリミットじゃないかなというコンセンサ

スはできてきているのではないかなと。そういうことを踏まえて、このビジョン懇でも未来を語っていただくというのは、意味があるんじゃないでしょうか。

○江口座長 ありがとうございます。

私は、座長というよりも、個人的な考え方で恐縮ですけれども、やっぱり地方分権の先に道州制ありというような共通な認識をやっぱり持つておいてもいいかなというふうに思っているんですね。できるだけ地方分権を進めていくということについては、我々としても、応援していくと、サポートしていく。地方分権というのは、どこまでが地方分権かというその限度がわかりませんが、しかしやはり地方分権というのを進めていってお願いしてもらえばもうほど、10年先か何年先かわかりませんが、道州制の移行は、容易とは言いませんけれども、割と可能性も出てくるのではないだろうかというふうに思っている。言ってみれば、地方分権を進めていくことによって、地方の自立的なそういう行政なり活動なりという練習をしてお願いするというようなことで、そういう観点から、私は地方分権の先に道州制あり、分権国家ありというような、これは個人的ですけれども、そういう認識を持つて議論を今私は考えているということです。ちょっと余分なことを言いました。すみません。

村上委員、どうぞ。

○村上委員 この集中議論にあまり参加できなかったものですから、必ずしも今ほどの議論の経緯は踏まえておりませんが、私もこの道州制基本法をつくるということは、当初国民的な議論を巻き起こす一つの有力な手段として、いいのではないかとということで賛同をいたしまして、ただこの過程でいろいろ議論がありましたように、あまり中の議論が割れて、非常に無理無理まとめ上げたということの印象を与えるようでは、これは非常に不幸なことで、今まで長く議論してきたことが、そういう印象で終わってしまうようなことは非常におそれますので、この辺のところは両論併記ということはあるとしても、ある程度のこの会としてのコンセンサスをつくり上げてまとめていくべきじゃないかというふうに思います。

それから、先ほどの地方分権と道州制について、私も、今、関西が広域連合というものを舞台にして進めておりますのも、それは道州制と地方分権というのは、やはり実現するまでの時間軸が全然違うと、道州制はやはり時間かかっていくと。しかし、地方分権はすぐにでも実行していきたいという思いから、分権の受け皿として広域連合をつくって進めているということがございまして、私たちも一番ちょっと心配しておりますのは、山下委員には大変失礼ですけれども、この際一気に道州制でやろうかという議論は、鎌田委員も懸念をここで示されたように、これはやはり地方分権の動きを止めてしまう大変心配な点でございまして、松浪政務官が大丈夫だというふうにおっしゃっていただくので安心はしますが、しかし、これは決して油断はならない、非常に注意して進めていかないと、ついそういう議論に紛れてしまって、先送りになってしまう一つの有力な便法に使われていくということは懸念いたしておりますので、これは江口座長と同じ考えでございまして。

○江口座長 ありがとうございます。

太田委員、いかがですか。

○太田委員 ビジョン懇談会の委員とブロック協議会の委員は、当然役割が違います。協議会の役割は、世論喚起をしないといけないという問題がありますから、先に出された中間報告に基づいて、掘り下げた議論をやっていただかないと、第2ステージには行けないと感じています。例えば、国と地方の役割についても、中間答申では大枠は出されていますが、最終案に近い形の詳細の役割分担をださないと、地方での議論が進まないという問題があります。ブロック協議会から多くの意見が出されていますから、それを集約して、ビジョン懇談会で整理をしていただきたい。

それから、金子委員から提案されたのがあります。資料3で道州制特区の問題、これについても、提案はされたが議論されていないですね。その中に沖縄を特区にいれると提案なされましたが、ビジョン懇談会としてどうするのか、提起されたものを整理していただきたいと要望いたします。

○江口座長 もう少し各中間報告で記述してある、あるいはまた項目を上げているものをもっと具体的に掘り下げてほしいということだと思いますが、堺屋委員、どうぞ。

○堺屋委員 私は、地方分権推進と道州制は、並行で走らせられると思います。これがちょっと鎌田委員と河内山委員のあれに、道州制の議論をすると、地方分権を妨げるというふうに書いてありますが、私は全然そうは思わないし、むしろ道州制の議論こそが地方分権の議論を推進するんじゃないか。実際、役所の中の議論を、役人の中の議論を聞いておきますと、道州制というのは地方分権の究極みたいなものなんですね。だから、道州制さえ議論されているんならこの分権はしょうがないという議論もありますし、あるいはさっきの連州論もありますし、道州制の議論が出ているから、それまで分権は止めるという議論はあんまり聞かないですけどもね。どうでしょうかね、そういう道州制の議論があるから分権は見合わせろという議論になっていますかね。私は、これは全くそうは思わないんです。むしろこれは分権は分権で進めていただき、道州制は道州制で長期の、少なくとも10年かかる話ですから、それはそれで進めたらいいんじゃないかと思うんですけどもね。これ、相互に関連あるというのを、私もこの話、前に聞いたことがあったんで、何百人の人に聞いたんだけど、片っ端から聞いたんだけど、そう答えた人はいないんですけども、どうなんでしょう。

○鎌田委員 どういう方に聞いたのかわかりませんが、分権と道州の関係をここにも、先ほど読み上げたさせていただいたペーパーにも詳しく書いてありますので、もう一度じっくりまた終わった後でも結構ですので、何度でも読んでいただければと思いますが、第1点は、分権の議論と道州制の議論では、先ほど村上委員からも御指摘があったんですけども、時間軸が全く違うということです。要するに、分権は喫緊で今まさに動いて議論していることなんです。これは地方にとってみれば、本当に懸案の事項がいろいろあって、それがなかなか霞が関などの抵抗で進まないけれども、進めなければいけないと。その自

治をしっかりと確立するためには、住民自治をしっかりと確立するためには、分権をとにかく進めなければいけないんだということで、93年の国会の決議以来、1次の分権改革、それから2次の分権改革と今進めてきているわけです。まさにこれは動いているんです。

ところが、道州制に関しては、これはまだ言ってみればビジョンを考える段階です。明らかに時間軸が、これがどのくらいの時間軸が違うのかというのは、それぞれあるかと思いますが、少なくとも松浪政務官が先ほどおっしゃったように、自民党、経団連の認識でも10年違うということです。ですから、時間軸が違うものを同時並行でいけるといってお考え自体が、私には理解できないんです。

○堺屋委員 時間軸が違うから、一方を進めて他方をその先に置いていてもいいんじゃないかと。同じ時間軸でやるんなら、相互に抵触することはあるけれども、時間軸が違えばこそ、両方議論していいんじゃないかということを行っているんです。

○鎌田委員 それは、失礼ですけれども、堺屋委員、やっぱり東京で国家的なもっと大きな視点で普段物を見て考えておられるからかなと。ちょっと違っていたら申しわけないんですけれども。

分権というのは、本当に住民にとってみれば切実な課題です。例えば、先ほど松浪政務官から御指摘がありました保育所の問題にしても、それはもう公立保育所に行かせるのか、私立保育所に行かせるかによっても、子どもたちの状況が、あるいは親の状況が違ってきているような、そういう状況があるわけですね。そういうのを地域の実情に合ったように地域で議論した上で決めたいと。必要なお金も自分たちの財源で確保して出せるようにしたいと、そういうのが分権なんです。本当にそういう意味では分権というのは、地を這うような、住民に根差したもののなんです。

それと、道州制というのは、もともとこれは釈迦に説法ですけれども、言ってみれば国家統治機構で、国をどうするかというその辺の国の改変、再編から道州制にというふうな形で、ある意味では上からの流れがもともと歴史的には大きいですね。でも、今は分権の時代では、そういう考え方は今までありましたけれども、やっぱり今は分権の視点で道州制についてもしっかりと考えましょうということで、分権は今ここで絡んできているんですけれども、そこがなかなか理解してもらえないのかなと。

○江口座長 どうぞ、佐々木委員。

○佐々木委員 その辺のことはよくわかっていることなんですよ。要するに、堺屋さんがおっしゃったのは、分権のほうの実際の作業工程は粛々と進んでいますと、抵抗はあるけれども。だけでも、それと並行してここで議論することは何らおかしくないでしょうとおっしゃっているのであって、それは何らおかしくないんじゃないでしょうか。

○鎌田委員 だから、私もここに参加して議論していますので、おかしいとは一言も申し上げていません。

○佐々木委員 ですから、堺屋さんが聞いておられるのはそのことではなくて、分権が道州制の議論によって成り立たなくなるというのはだれが言っているかということを知りたい

おられるので、それを答えていただかないと。しかも、それは私の理解では、自民党の一部にそういうことを言って、分権の実行を妨げようとするのに使っている人はいるかもしれないけれども、その程度の話ではないかと私は思っているんですが、違いませんか。

○鎌田委員 大変失礼ですけれども、経済界の方々は、分権についてどこまで本当に御理解されているのでしょうか。

○佐々木委員 すみません、それは十分に理解しているつもりです。もちろん、鎌田委員の取り組みほど十分ではないかもしれませんが、そこはそういう御指摘を受ける言われはないと思っています。

○鎌田委員 でしたら、佐々木委員のほうからそういうお話が出てくるというのは、全く私なんかは心外なんですけれども。というのは、私なんかは普段東京にいますので、そういう意味では地域の実情、疲弊の状況、商店街の状況とか、それはなかなかわかりにくいんですけれども……。

○佐々木委員 ですから、申し上げたいのは、分権が実行されるのは当然の話だと思っている。それはみんな一緒です。そのことは何も否定していません、ということをおっしゃっています。

○松浪政務官 すみません、よろしいですか。

私が再三申し上げているのは、卵が先か鶏が先かという議論は終えていただきたいということでもあります。

先ほどの保育所の話でありますけれども、私も厚生政務官をさせていただいた経験上、公立、私立、面積要件等いろいろな問題があります。病院にとっても一般病床は4平米で、次、療養型病床は6.4平米で、また特養は8平米でと、こんな細かいのが全国一律であるわけでありまして、保育所についても1人当たりの園児についてというのがありまして、そこで、私たちはどういうことがやりたいのかと。鎌田委員おっしゃるように、分権でそれをやるとしたらだれがやるのかという話でありまして、このルールがどの程度が細かいべきかということであると思うんですね。47都道府県で本当に鳥取県60万人ぐらいでしたか、世田谷区が82万人と、知事と区長がひっくり返っている中で、本当にそこまでの保育所の面積要件までそういう小さな県に決めてくださいと。市町村ではまたさらにややこしくなると思いますので、では県で決めてくださいというと、やはり私は厚生局単位ぐらいじゃないと、とてもここまでの政策立案が難しいだろうと。

正直申し上げて、皆さん霞が関の抵抗とおっしゃるんですけれども、私、霞が関の抵抗というのは、正直それは政治家に任せていただきたい。全くそういうものは私は感じたことはございませんが、逆に都道府県の職員がおっしゃるのは、中央官僚が今やっている政策立案のノウハウが果たして地方にあるのかどうかということをおっしゃるわけで、私はその人材育成も含めて、どれぐらいの規模が適当なのか、どういう分権をやりたいからどういう規模が欲しいのか。救急車を有料化するとすれば、海外では全部州によって違いますね、フランスでも。韓国は一緒です。韓国は小さいですから。しかし、アメリカへ行っ

ても、フランスへ行っても違うわけですから、そのあたりのルールづけは日本であれば、地理的要件とか、行政の規模というのはどれぐらいが適切かと考えると、やはり道州制にたどり着くのではないかと。これは非常に筋の通った話だと思うんですね。

ですから、分権があって道州制があると、これは分権推進委員の方言っていただいているわけです。我々は、道州制があるから分権推進委員は、分権というものが道州制に至る道程であるんだと。これが三里塚か五里塚かわかりませんが、そういうふうに位置づけていただいて、もはやこれをやっている、本当に物がなくなりますので、例えば私が今申し上げたように、保育所の話であれば、これを面積要件したいにはどうすればいいか、これを考えていただきたい。

そしてあと、村上委員もさっき広域連合のことをおっしゃいました。我々、ついつい道州制特区推進法にしか目が行かないわけでありまして、もっとイマジネーションを豊かにすれば、広域連合というのは、非常に広域連合をつくった役人さんに言わせれば、ちょっと不十分な面があまりに多いということをおっしゃるわけですから、この広域連合をもっと使い勝手のいいものにしていくとか、正当性をどういうふうに議会との関係で担保していくのかとか、そういう議論もやりながら、本当にこれは私はビジョンじゃないかなというふうに思うわけでありまして、分権が先だ、道州制が先だというんじゃないかと、何をやりたいかというのを御議論いただければと思います。

○江口座長 ありがとうございます。

いずれにしても、地方分権の先に道州制があるということは共通の認識で、地方分権の必要性については、もう地域のそれぞれの方々には地べたを這うぐらいに、認識、理解されておられるわけですが、ただ、堺屋委員、佐々木委員がおっしゃっていることは、地方分権の次に道州制であるといっても、では次に、その地方分権が完了するかどうか知りませんが、終結するかどうかは知りませんが、終結して、じゃ今から道州制だということなので、そこからやっていたら遅いから、地方分権のこれをきっちり現実的に地べたに這ってやっていくと同時に、道州制も地域分権の先に道州制があるんだから、今からスタンバイして、用意して、研究してやっていったらどうだという、そういうお考えだというふうに思います。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、実はもう一つ資料がございまして、お手元の資料14-1でございます。中国経済連合会の福田会長から資料が提出されておりますので、今日は御都合によりまして御欠席ということでございますので、またぜひ会議の場で読み上げてほしいということですので、杉本参事官、すみませんけれども、よろしくをお願いします。

○杉本内閣参事官 読ませていただきます。

平成20年12月26日、道州制協議会委員、中国経済連合会会長、福田督。

本日の道州制ビジョン懇談会を所用により欠席いたしますので、申し述べるつもりであった私の意見を下記のとおり提出いたします。本日予定の議題に直接かかわっていない点

はあろうかと思いますが、よろしくお取り計らいください。

なお、昨今の経済情勢は地方にとって深刻な状況をもたらしており、一層地方の衰退を加速するおそれがあると思っております。したがって地方の活性化に資する地域主権型道州制に向け議論を前倒しして進めていただくことに賛同いたします。ただ、根本的なところでの議論が委員間で共有されていない点については、座長のリーダーシップにより地方からの意見を十分にくみ上げていただきながら、早急に議論を煮詰めていただきたく思っております。

記。

1. 税財政につきましては、これまで議論されてきたように財政問題、財政調整問題等非常に難しい問題があり、国民の合意を得るにはまだまだ検討を要するものと考えられます。また、その前提として国・地方の役割分担の明確化の議論をもう少し続ける必要があると思われま。その上で、税財政検討委員会できちんとした数字に裏付けられた議論をしていただきたいと考えます。

2. 今後、具体・詳細について検討を進めるにあたって、検討機関を設置すべき、また、過程において地方の意見を十分反映すべきといった点について意見が提出されておりますが、これを強く支持いたします。

3. 一部の大都市の中では、都市州として道州から独立すべきとの議論がありますが、今後の議論を不必要に拡散させないためにも、首都圏・東京を除き、地域主権型道州制には、都市州は並び立たないということを、明確に打ち出していただきたくお願いします。

以上。

○江口座長 これは、税財政の問題と区割り論というような2つの観点からの御意見でありますけれども、これにつきまして、いかがでございましょうか。同じ経済界、佐々木委員のほうから何かございましたら。

○佐々木委員 私が申し上げるとすれば、むしろ今まとめられたところとは違う2番目のところ、これはたしか篠崎委員もこの4日間の集中審議に入る前に、議題のところ、特に地方の意見の吸い上げのところを十分に考えてほしいと、それをうまく基本法の骨子なり何なり、そういうところに盛り込んでほしいというお話がありました。その点はぜひお願いしたいということで、それだけでございます。

○江口座長 全くそのとおりで、今ひょいと言ったんですけれども、座長のリーダーシップでというふうに厳しく指摘されておりますので、私と協議会の委員の方々と、1回ミーティングするというか、御意見を伺うというそういう機会をつくってもいいかなと思ったり、あるいはまた別の方策があるかもしれませんので、これも事務方と相談をさせていただきまして、どういうふうな機関をつくるなり、あるいはまたどういうふうな、機関とまではいかなくても、そういうふうな御意見を、地方の意見を吸い上げることができるかどうか、一遍ちょっと事務方のほうとも、杉本参事官とも話し合ってみたく思います。これは私もぜひやってみたく。北海道から沖縄までずっと歩いて、皆さんいろいろなこと

をおっしゃいますので、これはぜひ、本当に切実なことをおっしゃいますので、そういうようなものをベースのしながら、政務官の言われるビジョンというか、そういうようなものにつなげていきたいというような感じがいたしております。

これは中国経済連合会という協議会ということですから、協議会の方々、この福田会長のコメントについて何かございませんか。よろしゅうございますか。

では、宮島委員、何かございましたらどうぞ。

○宮島委員 まさに私は、どうしても東京に住んでおりますので、先般も申し上げたように、意見が必ずしもまとまってないのではないかと思われる地域の方々がどう考えているかということに物すごく強い関心があります。

例えば、九州みたいに形の上でも比較的わかりやすい地域というのは、私たちもお考えをよく伺っているし、この前もプレゼンテーションみたいな形でいただいたんですけども、今後一番混乱しそうな地域というもののベースのところの方々が、いろいろな今がどういうお考えなのかというようなことが、もっと吸い上げられたらいいなと思っておりまして、協議会やいろいろな形でそういう方々の御意見を伺いたいです。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、鎌田委員のほうから、この福田レポートについて御意見、また御感想がありましたら御指摘、また御意見を伺いたいと思います。

○鎌田委員 座長のリーダーシップによりとありますが、とにかく地方からの意見を十分に聞くという、その手続は本当に。それで、座長が協議会の方々とのミーティングも結構なんですけれども、私の希望としては、先ほどからのあれですので、やっぱりできる限りここで、ちょっとそういう意味では人数がふえたりするのかもしれませんが、お互いに意見交換をさせていただきたいなと思います。

それから、この福田さんのペーパーの中の3のところ、「一部の大都市の中では、都市州として道州から独立すべきとの議論がありますが」というのは、これはビジョン懇談会では今までの記憶だと、もしかして始まったころ何かそういうのがあったかもしれませんが、多分ないかもしれませんね。

ここのところは、これは分権の議論とも実は絡んでいるんですけども、御存じのように、今、政令指定都市というのがありますね。政令指定都市が大都市というふうに一般的に言われることが多いんですけども、平成の合併で政令指定都市が今15～16とか、17とかというふうな形でふえてきていまして、いわゆる旧5大市、そういう旧5大市のイメージの政令指定都市、大都市というイメージから、例えば静岡県なんか3,000メートルの南アルプスのふもとまで市域なんですね。ですから、そういう中心市街地面積比で言うと、市街地は、静岡市はたしか4%か5%ぐらいだったと思います。つまり、もう明らかに大都市のイメージが違ってきているわけです。

ですから、そうは言っても、いわゆる旧5大市、例えば横浜の場合は360万近い人口を抱えていますし、名古屋とか、それから大阪は今横浜よりは人口が少ないですけども、

いわゆる戦前から大都市なわけですね。ですから、そういうところを道州制の議論の中でどう組み込むのか、組み込む必要が全くないのかというのは、堺屋委員がたびたびおっしゃる東京問題にある意味では通じる話なんですね。これは連邦制ですけれども、ドイツの場合は都市州というのがありますですね、ベルリンだとか、ブレーメンだとか。そういう都市州があるところもあるんですけれども、そういうのが果たして、これはですから私の場合は今ここでどうのというよりも、問題提起として、そういうのを大都市をどう道州の中に組み込むのか、どういう関係をつくったらいいのか。というのは、これは実は政令指定都市の主なところ、特に旧5大市を中心に物すごく関心を実は持っています。現実には道州のこういうビジョン懇談会が進んでいますので、そういうのをにらんで、直接、自分たちで議論を始めているところもあります。あるいはその報告書をつくっているところもあったのかな。いずれにしても、そういう意味では道州制を考える上で、この大都市のことに関しては、避けて通れなくなるかなというふうには考えを持っています。

東京の問題がちょっと別格なんですけれども、その影に隠れがちですけれども、政令市、大都市の側からはこのような都市州でいいじゃないかという考え方があられるわけですね。自分たちで独立してやりたいというところなんですけれども。でも、考えてみると、大都市がない道州といたらほとんど抜け殻になっちゃうんじゃないかというような気もするものですから、佐々木委員がいらっしゃる仙台市がない東北州というのはどうなるかなという、本当にこれはお互いの利害がぶつかるんですけれども、どこかで折り合わなければいけない非常に重要な問題だと思いますけれども、その意味では、こういうのを提起していただいたという意味では、考えるきっかけを提起していただいたかなというふうに思っています。

○江口座長 ありがとうございます。

都市州については、鎌田委員が言われたように、たしかこの懇談会では、最初からこの都市州という言葉は、考え方は出てこなかったと思います。これは、実はほかの研究会、参加している方の名前は申し上げられませんが、ビック3研究会というのがあるって、何か横浜と名古屋と大阪を都市州にしたいとか、すべきだとかという、そういうようなことを学者先生たちが集まって、都市州を言い出しているということは確かですけれども、このビジョン懇では、鎌田委員のおっしゃるように、都市州というような話し合いとか、言葉は出てきませんでした。それと、東京は、これも鎌田委員が御指摘のとおり、堺屋委員がしばしばこの東京をどうするかということがまず問題だという、そういう発言は繰り返しされているということはそのとおりだということでございます。

堺屋委員、何か。

○堺屋委員 この後、この懇談会どうするのかというのが非常に気になるんです。それで、4日間せつかく集中審議をしたのに、あまり中身が詰まらなかったのだから、これから先どうするのか、はっきりここで今日決めておかないといけないと思います。

私の意見としては、とにかく答申は出さなきゃいけないと思うんですね、何らかの。そ

れをどういうぐあいに書くかはともかくとして。それで、まず第一に、国の形というのが、道州制になったときの国の形、国の役割、それから霞が関の省庁の話、これはやっぱり一つ抜かせられない報告事項だと思います。

それから、2番目に道州の形、道州はあまり具体的に議論されていませんが、市長は公選にするかどうか。公選にするんでしょう。それから、議会がどうするかとか、そういうことをやっぱりきちんと見えないと、一般の国民に道州制って何のことかよくわからない。これもやはりきちんとしておきたい。区割りには区割り委員会のほうでおおよそのところはあります。

それから、3番目には、今の東京の問題です。東京の問題ははっきりしておく必要がある。

4番目には、税財政の概念をはっきりしておかないといけないと思うんですね。原則として道州は自立できる。そして、基礎自治体を基本として、基礎自治体の間は道州によって調整を行うというような部分は、これもはっきりしておかなきゃいけない。大体中間報告にほとんど出ておりますけれども。

それから、中間報告で残ってありました年金の問題とか、生活保護の問題。生活保護は最低生活の保護は国の役割になっておりますが、その限界。それから、上積みができるかどうかとか、そういう形の問題をはっきりしておかないといけない。そういう大分中間報告では目に見える言葉もありますけれども、どうも理解されていないところがありますので、これをやはり明確なものとして書き上げて、報告に出す必要がある。それをもちまして、あらゆる地域で議論をしていただく。その各地域の議論が同じ方向に向かっていただかないと、それぞればらばらの、同床でなしに異床異夢になっている感じがありますので、まず道州制とはこういうものだよというのを一つつくる。

それから、やっぱり大体どれぐらいの年限で考えているのか、これもやはり必要だと思うんですね。無限の夢のまた夢みたいな話ではいけないので、やはり何年ぐらいまでにこれをやるのか。それについて、皆さんから地方の意見ということが出てくるんですが、どの段階で、どの地方に行っているのか。全部の地方の人が、千何百の市町村が全部出てくるわけにはいきません。だから、どの段階でどの地方の人々の意見を聞くのか。それも市町村、都道府県の長の意見を聞くのか、議会の意見を聞くのか、市町村の長の意見を聞くのか、経済界の意見を聞くのか、それから地方マスコミの意見、これも非常に大事なことでございまして、県単位でできている文化団体、そういうものはいろいろあります。これをいつの段階でどういうぐあいに意見が落ちるのか、これもはっきりさせておかないと、意見を聞く、意見を聞くといっても画餅に期します。だから、ここまで提案をして、これについて意見を聞く、この段階でこういう人たちから意見を聞く、これをはっきりさせないと、単純に意見を聞く、意見を聞くといっても意味がないんですね。だから、そういう形をつくって、ここまでいったらこういう意見を聞いて、次にこういう議論にして、その次にはこの意見、こういうスケジュールをはっきりさせないといけない。その限りの、それ

だけの、それだけというか、大変なことですが、そういうような答申で書いていただきたい。これを1月にもう一度この会議を開いて、それをかけてもらいたい。もちろん、その反対意見は両論併記していただきたいと思いますけれども、それは今まで大分ばらんばらんには議論してまいりましたけれども、統一したところはありません。それで、国民が見て、それを読んだら大体道州制はこんなもんなのだなど。そして、こういう議論を経て、この段階でどの人たちの意見を聞いて進んだなどということがわかるようなものを御用意いただきたいと思います。これは最低限それをやらないと、この会議をやった意味が全くないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○江口座長 ありがとうございます。

松浪政務官、どうぞ。

○松浪政務官 今、堺屋委員おっしゃったのはもっともなことだと思います。冒頭から私、何度も申し上げている、私の中でのルールというのは、やはり分権とこれを、鶏と卵の議論をしないということ。それから、道州制がどうしてかというのを国民の目に見えるようにすること。これはだから道州制なんだと、何で道州制なんだということは、やはり我が国の少子化、労働人口の減少、そして東京一極集中、この問題をどういうふうにやれるのかと。東京一極集中でだめというのなら、分権というのは一体何なのかと。

分権というのは、やっぱり私の解釈では、行政さまざま携わっていますと、中央が決めたルールが全部、日本はそれでは動けないということだと思うんですね、先ほどの鎌田委員おっしゃった保育所の問題等。ですから、国の形はあるんですけども、どのような地方の形にすべきなのかどうかということをおは御議論いただきたい。つまり、地方の形というのは、どこまで違っていいんだということです。教育にしろ、それからナショナル・ミニマムと言うからには、国で一つでなければならぬ。しかし、この点については、違っていいんじゃないか。ここはナショナル・ミニマムと言っても、ちょうど九州案ありましたけれども、年金と医療を国が持つ案、年金は国だけ医療は道州が持つ案というのがありました。ですから、そのあたりをどの辺までやっていくのか、これが私は地方の形なのではないかなというふうに思います。

ですから、昨日かおとついで話題に出ましたけれども、金融危機に対してどこまでのことが国ができるか、鎌田委員でしたか、非常におっしゃるとおりだと思います。国家戦略というものをどのように位置づけるのか。科学技術でもやはり国家戦略というものが、全部の道州にリニヤーコライダーをつくるわけにはいきませんので、そういうことはやはりあるだろうというふうに思いますので、どこまで国家戦略と絞るか。

東京の議論というのは、非常に私は個人的には堺屋委員に同意するものであります。先ほどの答申にあったように、特別州というのは、たしか江口座長のほうでも特別州案というのがあったように思いますけれども、私はこれには……

○江口座長 もう消しましたけれどもね。

○松浪政務官 ええ、ちょっといかがなものかと、消していただいたならありがたいんで

すけれども、逆に大都市制度、鎌田委員おっしゃったように、今、政令指定都市は非常にばらつきがありますので、スーパー政令市というのに移行させていただきたいというような意向を大きな市は持っているわけですし、それが本当に正しいのかどうか。例えば、私の地元の大阪を見ていると、国と府の二重行政より、明らかに府と大阪市の二重行政のほうが大きいわけで、いつも大阪府と市が一元化するとか、せえへんとか言ってけんかをしているわけですしけれども、逆に言えば、基礎自治体として大阪市という300万もあるような市が本当はいいのか。区に割っているわけですから、それ自体が基礎自治体であってもいいというような考え方もあるわけですし、これはなかなか地方自治の微に入り細に入りうが話になると思いますので、東京の話はせめて東京だけはどうするかというのに区切っただけでいいと思います。

区割りについても、自民党でいつも表が出るんですが、経済団体とか、日経の地方版とか、その他各地方の出先機関の管轄、省によって微妙に違いますから、大体並べると中部以外はそんなに変わりがないので、それを尊重しながら、あとはやはり越境をしてもいいというような論理にするのか、それとも都道府県がそれぞれ都道府県の区は保ったままにするのか、そのあたりの論点だと思うんです。区割りの具体的なものというのを出すよりは、そういう論点。

そして、税財源についてはちょっとまた専門委員会に譲るとしますけれども、そこについてはまた御議論がいろいろあるところだと思いますが、税財源こそまた国の形になるのかなというふうに思いますので、忘れてはならないのは、我々ルールだけを見るんですけれども、どれだけの多様性というのを確保するかという議論が、私は今後キーになるのかなと。これこそまさに道州制のビジョンにつながるものなのではないかというふうに思っておりますので、ちょっと座長は答申という言葉が使われたんですが、答申というのは、我々中間報告をやって最後に答申をするわけですから、この議論を踏まえた報告というか、それか取りまとめというか、そういうものをまず専門委員会に投げる。そして、我々としては、もっとビジョンに特化をするというような方向でやっていただいたほうが、これが国民の議論を喚起するという事は、道州制基本法も含めですけれども、議論を喚起することにつながるのではないかなというふうに思いますので、私の思いとしては、それぞれの、今この中間報告に書かれております各分野について、どれぐらい違っていいかという議論をしていただくと、本当に議論も盛り上がり、そしてそれこそ国の形、地方の形につながる議論が今後できるのではないかなと。制度論よりも、これがやりたいから制度を変えるんだと、制度ありきじゃないんだという方向で、まさにビジョン懇は進んでいただきたいという思いであります。

○江口座長 ありがとうございます。

もう長い間、4日間も本当に議論をしていただきまして、協議会の委員の方々、本当に遠いから、四国とか東北とか沖縄からも来ていただいたり、本当にありがとうございました。それから、懇談会の委員の方々も本当に最後までおつき合いをいただきまして、あり

がとうございました。それから、事務方の審議官の皆さん方初め参事官、事務方の方々も本当にこの時期、こういうところに参画していただきまして、ありがとうございました。そして、最後に記者の方々も、この押し詰まった26日、仕事納めだと、こんなときに、この懇談会にお集まりいただいたことに心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

先ほど村上委員、山下委員のほうからだったか、両論併記ということできっちりそういうふうな整理をしてほしいというようなことはありましたので、そういうようなことも事務方とあわせまして、話をあわせまして、整理をしまして、作成してみたいと。できるだけ早い時期に作成してみたいというふうに思っております。

ちょうど7時になりました。時間になりました。これで終わらせていただきたいと思えます。この1年、本当にありがとうございました。

終わらせていただきます。

午後 7時01分閉会